

2020年2月20日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
サッポロホールディングス株式会社
代表取締役 尾賀 真城

当社は、2020年4月1日を効力発生日として、サッポロビール株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）を吸収分割承継会社、当社を吸収分割会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

会社法第782条及び会社法施行規則第183条の定めに従い、下記のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を当社の本店に備え置くこととします。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1の吸収分割契約書をご参照下さい。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

本吸収分割に際しては、当社に対しては吸収分割承継会社の株式その他の資産の割当てを行いません。

3. 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日における計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

別紙2の貸借対照表等をご参照下さい。

4. 当社の最終事業年度の末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第183条第5号イ）

2019年12月24日付で、当社の保有する Country Pure Foods, Inc.（カントリーピュアフーズ社：米国デラウェア州）が発行する株式 143,424.75 株（議決権所有割合 51%）の全てを、BPCP CPF Holdings Inc.（米国オハイオ州）に譲渡致しました。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行

の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

吸収分割承継会社と当社が、本吸収分割を行うにあたり、吸収分割が行われた後の当社が負担する個々の債務について、その履行期時点における履行能力について分割時の資産の面から検討した結果、以下に掲げる理由により、債務履行能力があり問題ないものと判断しております。また、当社が本吸収分割により吸収分割承継会社に承継させる債務はありません。

- （１） 資産の評価、退職給付引当金の計上等一般に公正・妥当と認められる貸借対照表の作成基準に準拠して、2019年12月31日現在の当社の貸借対照表を基に、吸収分割の効力発生日までの変動要素を加味し、事業の関連性を考慮して資産・債務を分割した後の当社の予想貸借対照表を作成いたしましたが、資産の額が債務の額を上回っております。
- （２） 当社の業績見通しにつきましても、いずれも本年度において営業利益は黒字となるものと判断しております。
- （３） いわゆる偶発債務については、現時点において債務として認識すべきものはありません。

以上

印紙 4 万円
貼付

吸収分割契約書

サッポロホールディングス株式会社（以下「甲」という。）とサッポロビール株式会社（以下「乙」という。）は、甲が北米酒類事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（分割当事者）

本件分割に係る吸収分割会社である甲と吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は次のとおりである。

（1）吸収分割会社（甲）

商号 サッポロホールディングス株式会社

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 1 号

（2）吸収分割承継会社（乙）

商号 サッポロビール株式会社

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 1 号

第 2 条（乙が承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

- 乙は、効力発生日（以下に定義する。）において、甲より、別紙「承継権利義務明細表」に記載する資産を承継する。
- 乙は、本件分割に際し、甲より、債務を一切承継しない。
- 乙は、本件分割に際し、甲より、甲と甲の従業員との間の雇用契約及びこれに付随する権利義務を承継しない。

第 3 条（本件分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対して、金銭等の交付を行わない。

第 4 条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本件分割に際して、資本金及び準備金の額の増加は行わない。

第 5 条（本件分割に係る手続）

- 甲は会社法第 784 条第 2 項に基づき、乙は同法第 796 条第 1 項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を受けずに本件分割を行う。
- 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。
- 乙が承継する財産の権利移転に関して、登記、登録、通知等の手続が必要となるものについては、甲乙協力してその手続を行う。

第6条（分割の効力発生日）

本件分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2020年4月1日とする。ただし、本件分割手続の進行に応じ必要があると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（競業）

甲は、本件分割がその効力を発生した後において、会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負わないものとする。

第8条（本件分割の条件の変更及び本件分割の中止）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合には、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、乙がこれを保有し、甲にその写しを交付する。

2020年 2月 13日

甲 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
サッポロホールディングス株式会社
代表取締役 尾賀 真城

乙 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
サッポロビール株式会社
代表取締役 高島 英也

別紙「承継権利義務明細表」

1. 資産

会社名	会社住所	株式数
Sapporo Canada Inc.	551 Clair Road West, Guelph, Ontario, N1L 1E9, CANADA	298,999,999 株
Sapporo U.S.A., Inc.	303 S Broadway Suite G40, Tarrytown, NY 10591-5402	270 株

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	80,331	流動負債	95,890
現金及び預金	149	買掛金	12,910
受取手形	99	短期借入金	18,815
売掛金	55,341	未払酒税	31,437
商品	3,304	未払消費税等	3,251
製品	4,132	未払金	12,624
半製品	3,204	未払費用	8,456
原材料	6,536	未払住民税及び事業税	235
貯蔵品	632	預り金	5,718
前払費用	3,101	貸出容器保証金	1,556
繰越税金資産	1,514	賞与引当金	813
未収入金	1,474	その他の流動負債	68
短期貸付金	520		
その他の流動資産	360		
貸倒引当金	△ 39	固定負債	53,886
固定資産	124,884	長期借入金	15,122
有形固定資産	73,704	退職給付引当金	1,865
建物	24,103	受入保証金	30,094
構築物	4,443	債務保証損失引当金	12
機械及び装置	17,503	繰延税金負債	6,030
車両運搬具	16	その他の固定負債	762
工具器具備品	1,124		
土地	25,557	負債合計	149,776
建設仮勘定	956		
無形固定資産	300	(純資産の部)	
ソフトウェア	90	株主資本	39,902
施設利用券	84	資本金	10,000
借地権	125	資本剰余金	16,932
投資その他の資産	50,879	資本準備金	16,892
投資有価証券	44,393	その他の資本剰余金	40
関係会社株式・出資金	1,898	利益剰余金	12,970
長期貸付金	73	その他利益剰余金	12,970
長期前払費用	2,879	圧縮記帳積立金	825
その他の投資	2,746	繰越利益剰余金	12,144
貸倒引当金	△ 1,111	評価・換算差額等	15,537
		その他有価証券評価差額金	15,542
		繰延ヘッジ損益	△ 5
		純資産合計	55,440
資産合計	205,216	負債及び純資産合計	205,216

損益計算書

(2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高	250,462	
売 上 原 価	179,127	
売上総利益		71,335
販売費及び一般管理費	66,168	
営業利益		5,166
営業外収益		1,219
受取利息及び配当金	973	
その他の収益	245	
営業外費用		578
支払利息	464	
その他の費用	113	
経常利益		5,808
特別利益		300
固定資産売却益	157	
投資有価証券売却益	142	
特別損失		1,171
固定資産売却損	372	
固定資産除却損	153	
投資有価証券評価損	147	
減損損失	498	
税引前当期純利益		4,936
法人税、住民税及び事業税		1,064
法人税等調整額		465
当期純利益		3,406

株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他の 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計						
					圧縮 積立金	繰越利益 剰余金						
当期首残高	10,000	16,892	—	16,892	868	15,805	16,674	43,566	20,848	8	20,856	64,423
会計方針の変更による 累積的影響額						△ 50	△ 50	△ 50				△ 50
会計方針の変更を反映 した当期首残高	10,000	16,892	—	16,892	868	15,754	16,623	43,515	20,848	8	20,856	64,372
当期変動額												
剰余金の配当						△ 7,059	△ 7,059	△ 7,059				△ 7,059
当期純利益						3,406	3,406	3,406				3,406
圧縮積立金の 取崩					△ 43	43	—	—				—
事業譲受による 増加			40	40				40				40
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純額）								—	△ 5,305	△ 13	△ 5,319	△ 5,319
当期変動額合計	—	—	40	40	△ 43	△ 3,610	△ 3,653	△ 3,612	△ 5,305	△ 13	△ 5,319	△ 8,932
当期末残高	10,000	16,892	40	16,932	825	12,144	12,970	39,902	15,542	△ 5	15,537	55,440

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっています。

(2) その他有価証券

時価のあるものについては当期末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものについては移動平均法に基づく原価法によっています。

(3) デリバティブ

時価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・製品・半製品・原材料及び販売用貯蔵品は、総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

(2) 製造用貯蔵品は、最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法を採用しています。

また、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当期に帰属する部分の金額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法は給付算定基準を採用しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により償却しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から償却しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ただし、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

手段 為替予約

対象 外貨建輸入取引、外貨建輸出取引

(3) ヘッジ方針

主として当社の内部規程である「市場リスク管理規程」に基づき、為替変動リスクを軽減することを目的に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約においては、振当処理の要件を満たすものについては振当処理を行っているため有効性の事後評価を省略しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

II. 重要な会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）が2018年12月31日に終了する事業年度から2019年3月30日に終了する事業年度までにおける年度末に係る計算書類から適用できることになったことに伴い、当事業年度末に係る計算書類から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、一部の製商品の販売に係る収益認識基準を出荷日基準から着荷日基準へ変更、顧客に対して支払う対価である販売促進費などの一部について販売費及び一般管理費の区分に費用計上する方法から売上高から控除する方法へ変更しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度末における貸借対照表は、売掛金が95百万円減少し、製品が68百万円増加し、当事業年度における損益計算書は、売上高が20,855百万円減少し、売上原価が57百万円増加し、販売費及び一般管理費が20,936百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ23百万円増加しております。また、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高が50百万円減少しております。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。
2. 担保に供している資産
投資有価証券 6,601百万円
その他の投資 25
なお、上記の投資有価証券については、親会社であるサッポロホールディングス株式会社の借入金17,000百万円の物上保証に供しているものです。
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 670百万円
短期金銭債務 19,595
長期金銭債務 15,048
4. 有形固定資産の減価償却累計額 228,536百万円
5. 債務保証
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。
サッポロ安曇野池田ヴィンヤード株式会社 84百万円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。
2. 関係会社との取引高
売上高 674百万円
仕入高 1,319
販売費および一般管理費 5,392
営業外取引高 342

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数 200,000株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額等
2018年3月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
普通株式の配当に関する事項
(イ) 配当金の総額 7,059百万円
(ロ) 1株当たりの配当額 35,299円
(ハ) 基準日 2017年12月31日
(ニ) 効力発生日 2018年3月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
2018年12月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	35,718百万円
(ロ) 1株当たりの配当額	178,592円
(ハ) 基準日	2018年12月31日
(ニ) 効力発生日	2019年1月1日

なお、配当原資については、資本剰余金とすることを予定しております。

(3) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2019年3月28日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	1,462百万円
(ロ) 1株当たりの配当額	7,310円
(ハ) 基準日	2018年12月31日
(ニ) 効力発生日	2019年3月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
固定資産	775 百万円
退職給付引当金	571
固定資産設備撤去関連費	61
有価証券	803
ゴルフ会員権(入会金)	137
ギフト券損益	1,110
貸倒引当金	356
未払費用	1,116
賞与引当金	250
資産除去債務	204
その他	283
繰延税金資産小計	5,669
評価性引当額	△2,086
繰延税金資産合計	3,582
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金等	△1,367
その他有価証券評価差額金	△6,646
その他	△84
繰延税金負債合計	△8,098
繰延税金負債純額	△4,515

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、グループファイナンスによる親会社からの借入及び銀行からの借入により資金を調達しており、借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であります。売掛金に係る顧客の信用リスクは、顧客の経営状況の把握により、リスク低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 売掛金	55,339	55,339	-
(2) 投資有価証券	41,643	41,691	48
(3) 長期貸付金	227	227	-
(4) デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用 されているもの	(8)	(8)	-
(5) 買掛金	(12,910)	(12,910)	-
(6) 短期借入金	(18,780)	(18,780)	-
(7) 未払酒税	(31,437)	(31,437)	-
(8) 未払金	(12,048)	(12,048)	-
(9) 長期借入金	(15,157)	(15,160)	△3

(*) 負債に計上されているものについては () で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定の方法に関する事項

(1) 売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

上場株式については、取引所の価格によっております。

(3) 長期貸付金

一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

(4) デリバティブ取引

為替予約取引については、それぞれの取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、その取引価格は取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(5)買掛金、(6)短期借入金、(7)未払酒税、(8)未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9)長期借入金

元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(注2)

非上場株式（貸借対照表計上額 2,750百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2)投資有価証券」には含めておりません。
関係会社株式・出資金（貸借対照表計上額 1,898百万円）及び受入保証金（貸借対照表計上額 30,094百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	サッポロホールディングス株式会社	被所有 直接 100.0%	資金貸借関係等	短期借入金の返済 長期借入金の実行 利息の支払	6,225 10,000 132	短期借入金 長期借入金 未払利息	18,780 15,000 1

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の借入については、調達金利を勘案して合理的に決定しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 277,200円46銭
2. 1株当たり当期純利益 17,031円89銭

X. 収益認識に関する注記

当社はビール・発泡酒、国内ワイン、その他の酒類の製造・販売をしております。主に小売業及び卸売業を営む企業を顧客としており、このような販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が製品の販売に係る販売方法や価格の決定権を有するため、その時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足時点である製品の引き渡し後、概ね3カ月以内に支払を受けています。

なお、販売数量や販売金額などの一定の目標の達成を条件とした販売促進費（以下、達成リベート）などを付けて販売される場合があります。その場合の取引価格は、顧

客との契約において約束された対価から達成リベートなどの見積りを控除した金額で算定しております。達成リベートなどの見積りは過去の実績などに基づく最頻値法を用いており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

また、販売協力金など、当社が顧客に対して支払を行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別個の財又はサービスに対する支払であり、かつ公正価値を合理的に見積れない場合は、取引価格からその対価を控除し、収益を測定しております。